◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１１４号(H23. 9. 30)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（９月１６日～９月２９日分）
（１）乗合バスに飛んできたベニヤ板が当たった事故
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスの車内事故２
（４）貸切バスが中央分離帯に衝突した事故
（５）貸切バスが電柱を折り水田に転落した事故
（６）タクシーが対向してきた路面電車と衝突した事故
（７）タクシーが路上に倒れていた男性を撥ねた事故
（８）トラック運転者が酒気帯びなどの疑いで逮捕
（９）トラックが対向してきた軽自動車と衝突した事故
２．平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施します。
３．９月及び１０月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。（再周知）

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝９件】（９月１６日～９月２９日分）

（１）乗合バスに飛んできたベニヤ板が当たった事故

９月２１日午後５時１０分頃、神奈川県において、乗合バスが片側二車線の道路の左側の車線を走行中、前方に駐車車両を発見したため一旦停止して右側の車線に入ろうとしたところ、当該バスの車体に何か当たったような音がした後、車内で悲鳴が聞こえた。このため、当該バスの運転者が車内を確認したところ、ベニヤ板が当該バスの中扉後方の窓ガラスを突き破り、中扉後方の２名掛け座席の窓側に座っていた乗客（女性、６６才）に当たっていた。

この事故により、当該乗客が左腕上腕骨骨折の重傷を負った。

事故当時、台風１５号の影響で強風が吹いていた。

（２）乗合バスの車内事故１

９月２２日午前１０時３０分頃、和歌山県において、乗合バスが乗客３名を乗せて運行中、急ブレーキをかけたところ、乗客１名（女性、６０才前後）が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が脊髄圧迫骨折の重傷を負った。
事故現場は、片側一車線の信号機の無い丁字路交差点で、事故当時、当該バスの運転者は、時速約４０キロメートルで当該交差点を直進（乗合バス側が優先道路）しようとしたが、当該交差点を右から飛び出してきた乗用車を発見し、衝突を避けるために急ブレーキをかけたところ、当該乗合バスの中扉付近の前向き座席に着席していた乗客が通路に転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故２
９月２８日午後１時３０分頃、神奈川県のバス停において、乗合バスが乗車扱い後、発車したところ、当該バス停で乗車した乗客（女性、７１才）１名が転倒した。
この事故により、当該乗客が左腕橈骨を骨折する重傷を負った。
事故当時、当該バスの運転者は、発車する旨のアナウンスを行ったが、優先席に座ろうとしていた当該乗客を確認することなく発車したため、当該乗客はバランスを崩し転倒した模様。

（４）貸切バスが中央分離帯に衝突した事故
９月１８日午後６時３５分頃、新潟県の高速道路において、貸切バスが乗客４１名を乗せ運行中、走行車線にはみ出して停車していたトラックを避けようとハンドルを右に切ったところ中央分離帯に衝突した。
この事故により、当該バスの乗客９名及び乗員１名が軽傷を負った。

（５）貸切バスが電柱を折り水田に転落した事故
９月２８日午前７時３０分頃、静岡県において、貸切バスが乗客１８名及び添乗員１名を乗せて運行中、当該バスの運転者（男性、４１才）が突然けいれんと思われる症状を起こして意識をなくしたため、道路左側の電柱を折った後、道路を逸脱し、約１メートル下の水田に転落した。
この事故による負傷者はなし。
当該バスの運転者は、同日午前５時５５分頃に点呼を受けた際、特に異常はみられなかった模様。
また、当該バスの運転者は、初めてけいれんを起こしたが、最近の健康診断において、異常は確認されていなかった模様。
事故現場は、片側二車線の緩やかなＳ字カーブ。

（６）タクシーが対向してきた路面電車と衝突した事故
９月１９日午後１１時１０分頃、京都府において、タクシーが乗客２名を乗せて運行中、路面電車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者が重傷、当該タクシーの乗客２名が軽傷を負った。
事故現場は、車道と路面電車の軌道が斜めに交差する地点で、事故当時、当

該路面電車の運転者は、対向してきた当該タクシーが軌道上に進入してきたことに気付き、警笛を鳴らし非常制動の措置を講じたが衝突した模様。

（７）タクシーが路上に倒れていた男性を撥ねた事故

９月２０日午後１１時５０分頃、広島県において、タクシーが走行中、路上に倒れていた男性（５７才）を撥ねた。

この事故により、撥ねられた男性が死亡した。

事故当時、当該タクシーの前を走行していた軽自動車が倒れていた男性を撥ね、続いて当該タクシーも撥ねた模様。

なお、撥ねられた男性は、家族に対して同僚と酒を飲んで帰ると連絡していた模様。

（８）トラック運転者が酒気帯びなどの疑いで逮捕

９月４日午前１時５５分頃、兵庫県において、大型トラックが走行中、赤信号で停車していたワンボックスカーに追突したが、当該トラックの運転者は、事故後の措置を行わずに逃走した。通報を受けた警察は、逃走中の当該トラックを確認したため、停止を命じたところ、当該トラックは停止した。

この事故により、当該ワンボックスカーの乗員７名が頸椎捻挫の軽傷を負った。

警察による事情聴取の際、当該トラックの運転者から酒の臭いがしたため、警察が当該トラックの運転者の呼気を確認したところ、呼気１リットル当たり０．４０ミリグラムのアルコールが検出されたことから、当該トラックの運転者は道路交通法違反（酒気帯び運転）及び当て逃げの容疑で現行犯逮捕された。

なお、当該トラックの運転者は、９月３日２２時４０分に乗務前点呼を対面で受けた際、酒気を帯びているなどの異常は認められなかったが、乗務の途中で酒類を購入し飲酒した模様。

（９）トラックが対向してきた軽自動車と衝突した事故

９月２４日午前８時頃、大阪府において、中型トラックが走行中、対向してきた軽自動車と衝突した。その後、当該軽自動車の後方を走行していたトラックが当該軽自動車に追突した。

この事故により、当該軽自動車の乗員２名が死亡、当該中型トラックの運転者が重傷、軽自動車に追突したトラックの運転者が軽傷を負った。

事故現場は、片側一車線の中央分離帯の無い直線道路で、この事故は、当該中型トラックの運転者がハンドル操作を誤り対向車線にはみ出したため発生した模様。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【２．平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施します。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から平成２３年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施いたします。

（募集概要）

〇補助対象：自動車運送事業者（東日本大震災の影響の大きかった地域（東北運輸局管内、茨城県及び千葉県）の営業所に所属する車両に限る。）に対し、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの取得に係る経費に対し補助を行います。

〇申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等

〇申請受付時間：平成２３年１０月３１日（月）～１１月１１日（金）
９時～１６時

※受付終了時刻の直前は混雑が予想されますのでご注意ください。

※申請期間中に申請総額が予算額に達した場合には、申請期間中であっても申請受付を終了いたします。

〇申請受付方法：申請受付場所への申請書類持ち込み（郵送不可）

詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000061.html)

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆